

○社会労働委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
25	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	元、二二三	付託 元、三三四 (予)可 元、六三三 元、六三三 元、六三三 決	付託 元、二二三 修 元、五三三 元、六三八 正 元、六三八 正 決	
26	日本労働協会法の一部を改正する法律案	衆議院	二二三	(予)可 六二二 六三三 決	可 六二五 六二六 決	
53	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三三三	(予)可 六二〇 六二二 決	修 五五五 六八八 正 決	
54	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆議院	三三三	(予)可 六二〇 六三三 決	修 五五五 六八八 正 決	
76	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案	参議院	四一四	五八八 可 六二六 可 六二九 決	(予)可 六二二 六三三 決	

本院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者	予備送附月日	衆議院	参議院	備考
2	加工食品の表示の適正化に関する法律案	丸谷金保君 外二名 (元、五二五)	付月日	付託 元、五二五 未 了 元、五二六 (予)可	付託 元、五二五 未 了 元、五二六 (予)可	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出		参議院		衆議院		備考						
		院議	月日	付託	議決	付託	議決							
1	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件	参	元、二二三	元、二二三	承	元、三三三	承	元、三七七	元、二二三	承	元、三三六	承	元、三三〇	

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、短時間労働者についてその就業実態に応じた失業給付の特例を設けるほか、雇用安定事業と雇用改善事業を統合するとともに、これらの事業の財政基盤を強化するための措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、短時間労働者に関する経過措置等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、雇用保険法の一部改正

1 短時間労働被保険者に係る一般被保険者の求職者給

付の特例

(1) 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者に比し短く、労働大臣の定める時間数未満の者）である被保険者（短時間労働被保険者）が失業した場合の求職者給付について、次のような特例を設けること。

① 受給資格 基本手当は、離職の日以前一年間に短時間労働被保険者であった期間がある被保険者について、その日数を一年に加算した期間を算定対象期間とし、被保険者期間が通算して六カ月以上であったときに支給すること。この場合、被保険者期間は、賃金の支払いの基礎となった日数が十二日以上である月を二分の一カ月として計算す

ること。

② 賃金日額 離職直前に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額を原則とし、最低額を二千四百十円とすること。

③ 所定給付日数 受給資格者の年齢及び被保険者期間等に応じ、九十日から二百十日までの日数とすること。

④ 延長給付 個別延長給付のうち特定不況業種離職者等に係る特定個別延長給付は、適用しないこと。

(2) 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者に係る高年齢求職者給付金の支給について、被保険者期間の計算、賃金日額等について一般被保険者と同様の特例を設けるほか、給付金の額は、被保険者期間に於いて五十日分から百日分までとすること。

(3) 短時間労働者であって、季節的に雇用される者、短期の雇用につくことを常態とする者は、被保険者としてしないこと。

2 雇用保険四事業の再編

雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、被保険者等

に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等を図るため、雇用安定事業として、事業主に対する助成等を行うことができること。

二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

四事業に係る雇用保険率について、雇用安定資金の残高が当該会計年度の四事業に係る一般保険料徴収額を超えた場合に千分の〇・五引き下げることとしているものを、残高が統合後の三事業に係る一般保険料徴収額の一倍を超えた場合に千分の〇・五引き下げることとする。

三、施行期日等

1 この法律のうち短期間労働者に係る規定は、平成元年十月一日から、雇用保険四事業及び雇用安定資金に係る規定は、公布の日（衆議院において「平成元年四月一日」を修正）から施行するものとする。

2 本法律の施行前において、一般被保険者であった短時間労働者については、一週間の所定労働時間が施行日の前日の労働時間以上である限り（衆議院において「施行日から四年を経過した日以前に限り」を修正）、原則として引き続き一般被保険者として取り扱うこと

ができること。

3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、短時間労働被保険者に係る新法の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題とりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、短時間労働者について、雇用保険法の適用拡大を図ることとし、失業給付の特例を設けること、雇用保険四事業を再編し、雇用安定事業と雇用改善事業を統合すること、雇用安定資金の残高について、統合後の三事業に係る保険料収入の一・五倍まで確保できることとする等であります。

次に、日本労働協会法の一部を改正する法律案は、日本労働協会の名称を日本労働研究機構に改め、雇用促進事業

団の設置する雇用職業総合研究所を移管して、労働に関する問題についての総合的な調査研究体制を整備するものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用基準、雇用保険法改正内容の周知徹底、日本労働研究機構の中立性等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

日本労働協会法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案は、日本労働協会の名称を日本労働研究機構に改め、労働に関する総合的な調査研究等を行うこととする

とともに、雇用促進事業団の業務の一部を移管する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正等

法律の題名を「日本労働研究機構法」に改めるとともに、日本労働協会を日本労働研究機構（以下「機構」という。）に改称すること。

二、目的の改正

機構は、労働に関する総合的な調査研究並びに労働に関する内外にわたる情報及び資料の収集、整理及び提供を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する知識と理解を深めることを目的とすること。

三、業務の改正

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- 1 労働に関する問題についての総合的な調査研究
- 2 労働に関する内外にわたる情報、資料の収集・整理
- 3 1及び2の業務に係る成果の提供
- 4 労働に関する問題についての研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣

5 労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対する援助

6 前各号に掲げるもののほか、その目的達成に必要な業務

四、役員に関する規定の改正

機構に、新たに理事長一人を置くとともに、理事の定数を四人以内とすること。

五、資本金に関する規定の新設

機構の資本金は、事業の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るための基金に充てるものとして政府から出資された十五億円及び六の2により政府から機構に出資されたものとされる金額（約四十六億円の予定）の合計額とすること。

六、雇用促進事業団の業務の一部移管等

1 雇用促進事業団が行う職業の安定に関する調査研究業務及びそのために雇用促進事業団が設置している雇用職業総合研究所の施設を機構に移管するとともに、機構は、当該業務に従事する職員の身分を承継すること。

2 職業の安定に関する調査研究業務に必要な資金に充

てるため政府から雇用促進事業団に対して出資された額として労働大臣が定める額は、この法律施行の時に、政府から機構に対して出資されたものとする。

七、施行期日

この法律は、平成二年一月一日から施行すること。

委員長報告

九三ページ参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるとともに、これらの手当額の自動改定の措置について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、

原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であって、現に当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十一万二千円から十一万二千八百円（平成元年四月分から）、十一万五千六百円（同年十月分から）に引き上げること。

二、特別手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であって、現に当該負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万三千三百円から四万六千六百円（平成元年四月分から）、四万二千六百円（同年十月分から）に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額を引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千五百円から三万八千八百円（平成元年四月分から）、三万九千八百円（同年十月分から）に引き上げること。

四、健康管理手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万七千五百円から二万七千七百円（平成元年四月分から）、二万八千四百円（同年十月分から）に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万七千五百円から二万七千七百円（平成元年四月分から）、二万八千四百円（同年十月分から）に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を、月額一万三千八百円から、一万三千九百円（平成元年四月分から）、一万四千二百円（同年十月分から）に引き上げること。

六、物価スライドによる手当額の自動改定措置

平成二年度以降の手当の額を、前年の全国消費者物価指数の変動を基準として改定することとし、この改定の措置は政令で定めること。

七、施行期日

この法律中、手当額の平成元年四月分からの引き上げ

に係る規定は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用すること（衆議院修正）。また、手当額の平成元年十月分からの引き上げ及び自動改定措置に係る規定は、平成元年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当等の額を引き上げるとともに、平成二年度以降の医療特別手当等の額の改定について、自動物価スライド方式を導入するものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、昭和六十年四月から平成元年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族等に対し、特別弔慰金を支給するものであります。

委員会におきましては、以上両案を一括して審議を進め、原爆被爆者援護法、被爆死没者に対する弔慰、中国残留孤児の帰国後の自立支援策等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案は、歯科衛生士の免許権者を厚生大臣とし、歯科衛生士の業務に歯科衛生士の名称を用いて行う歯科保健指導を加える等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、昭和六十年四月一日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族等に特別弔慰金を支給するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額を引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百六十一万千円を平成元年四月分から四百七十万四千円に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十六万四千四百円を平成元年四月分から百五十九万四千四百円、平成元年八月分から百五十九万六千三百円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

戦没者等の遺族であつて、昭和六十年四月から平成元年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった者等に対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金として額面十八万円、六年償還の国債を支給すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

九六ページ参照

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービス

（以下「保健福祉サービス」という。）を総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定民間施設の定義

「特定民間施設」とは、公的保健福祉サービスとの連携の下に地域において保健福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいうものとする。

1 住民の老後における疾病予防のための適切な運動及び老人に対する機能訓練を行う施設

2 老人に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設（老人福祉センターを除く。）

3 身体上または精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人等に対し、入浴若しくは給食または介護方法の指導の実施等の便宜を供与する施設であつて、在宅介護サービス事業に必要な施設が併せて設置されるもの

4 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設（特別養護老人ホーム等を除く。）

二、基本方針

1 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的な事項、特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項、特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項、特定民間施設の施設設備及び運営に関する事項、他の医療施設または社会福祉施設等との連携に関する事項等を定めた基本方針を定めなければならないものとする。

2 厚生大臣は、基本方針を定めまたは変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

三、整備計画の認定等

1 特定民間施設の整備事業を行おうとする者は、整備計画を作成し、厚生大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

2 厚生大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならないものとする。この場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意

見を聴かなければならないものとする。

3 厚生大臣は、認定を受けた整備計画（以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、その事業の実施状況に関する報告徴収、改善命令及び認定の取り消しができるものとする。

四、課税の特例

認定事業者が認定計画に従って新たに取得しまたは製作した機械及び装置並びに器具及び備品のうち一定のものについては、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却することができるものとする。また、市町村は、認定計画に従って整備される特定民間施設の用に供する家屋の敷地である土地のうち一定のものに対しては、地方税法の規定にもかかわらず、特別土地保有税を課することができるものとする。

五、資金の確保並びに指導及び助言

国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従って特定民間施設の整備事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるとともに、認定事業者に対し、認定計画に従って行われる特定民間施設の整備事業の実施に関し必

要な指導及び助言を行うものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました本法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を促進しようとするものであります。その主な内容は、整備に関する基本方針の厚生大臣による策定、厚生大臣の認定を受けた整備計画に従って整備の事業を行う民間事業者に対する課税の特例等の支援措置等であります。

委員会におきましては、公的保健福祉サービスとの連携、福祉における地方公共団体の役割、在宅福祉サービスの充実等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、歯科衛生士の資質の向上及び地域住民に対する歯科保健指導の充実を図るため、歯科衛生士の免許権者を厚生大臣とし、歯科衛生士の行う業務として、歯科保健指導業務を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、歯科衛生士は、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができるものとする。
- 二、歯科衛生士免許を与える者を厚生大臣とすること。ま

た、厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に關し所要の規定を置くこと。

三、厚生大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、歯科衛生士試験の実施に關する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に關し所要の規定を置くこと。

四、歯科衛生士でない者は、歯科衛生士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 厚生大臣の告示する日までの間は、免許権者及び試験の実施者は都道府県知事とすること。

委員長報告

九六ページ参照

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めめるの件（閣承認第一号）

要旨

労働基準監督署及び公共職業安定所に關し、行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、右の理由による昭和六十三年度の再編整理に伴い、中央労働基準監督署ほか労働基準監督署六カ所並びに府中公共職業安定所ほか公共職業安定所及びその出張所四カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等を行うことについて国会の承認を求めらるるものであります。

委員会におきましては、労働行政における基本的姿勢、行政サービス水準の確保等の諸問題につきましては質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決を行いましたところ、本件は多数をもって承認すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。